

## 西村あさひ法律事務所

## フリーランス取引適正化法案の概要とその他パートナーシップ関連政策の動向及び実務への影響

独禁/通商・経済安全保障ニューズレター

2023年3月9日号

執筆者:

E-mail [角田 龍哉](#)E-mail [上野 太資](#)E-mail [原田 実侑](#)

2023年2月24日、働き方の多様化の進展を踏まえ、「フリーランス取引適正化法案」(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)の法律案(以下「フリーランス取引適正化法案」という。)<sup>1</sup>が閣議決定され、衆議院に提出された<sup>2</sup>。もし同法案が国会で成立すれば、発注者は、エンジニア・プログラマーのほか、ゲーム、eスポーツ等におけるプロプレイヤーや、ファッションデザイナー、配達員、ライター、音楽、動画などのコンテンツクリエイター、コンサルタント等のいわゆるフリーランスとの間で、的確な情報を表示したうえで、取引条件を明示したり、一定の禁止行為を行わないようにしたり等する義務を負うこととなる。こうした規制は、一面ではコンプライアンス上の留意事項の拡大をもたらす一方、他面では新しいが未成熟な取引環境に一定のベースラインを提供し、健全な発展を促す面も期待し得る。なお、同法の施行日は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされている(附則1条)。

そこで、以下では、フリーランス取引適正化法案の概要及び留意事項を紹介する。また、近時は、他にもフリーランス等とのパートナーシップ環境に影響する多くの政策が整備されており、今後はそれらと同時並行で対応が求められることになることを踏まえ、それら関連政策の概要も合わせて紹介する。

## 1. フリーランス取引適正化法案の概要及び留意事項

フリーランス取引適正化法案の概要は以下のとおりであり、今後その詳細は政令、公正取引委員会及び厚生労働省が定める規則等によって具体化されていく。

フリーランス取引適正化法案		監督官庁	類似/参考規制
取引の適正化 (2章)	3条: 給付の内容等の明示・交付義務	公正取引委員会・中小企業庁	下請法3条
	4条: 支払期日の設定義務(再委託の場合を含む)		下請法2条の2
	5条: 禁止行為		下請法4条
就業環境の整備 (3章)	12条: 募集情報の的確表示義務	厚生労働省	職業安定法5条の4
	13条: 妊娠、出産・育児、介護に対する配慮義務		労働基準法6章の2 育児・介護休業法
	14条: 就業環境問題に対する相談・対応体制整備義務		男女雇用機会均等法11条、11条の3 労働施策総合推進法30条の2
	16条: 解除・不更新の予告及び理由開示義務		労働基準法20条、労働基準法22条、 労働基準法14条2項(「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」)

<sup>1</sup> <https://www.cas.go.jp/jp/houan/230224/siryou3.pdf>

<sup>2</sup> <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/211/meisai/m211080211023.htm>

以下で詳細を見るとおり、フリーランス取引適正化法案は、下請法に類似する規制により取引の適正化を図りつつ、労働関連法規に類似する規制によりフリーランスの就業環境の整備を図ろうとするものであるように考えられ、実務的にも、まずは、そうした類似規制の内容を確認・参考にすることが合理的と考えられる。

## (1) 適用対象

フリーランス取引適正化法案は、「フリーランス」に相当する概念として、「特定受託事業者」及び「特定受託業務従事者」を以下のとおり定義する(2条1項)。

特定受託事業者	① 業務委託の相手方である事業者であること
	② 以下のいずれかに該当すること 個人の場合: 従業員を使用しないものであること 法人の場合: 一人の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員も使用しないものであること
特定受託業務従事者 <sup>3</sup>	特定受託事業者である個人
	特定受託事業者である法人の代表者

そのうえで、業務委託とは、製造委託若しくは情報成果物の作成委託、又は役務提供委託(自らに役務の提供を指せることを含む)であると定義されている(2条3項・4項)。したがって、一人でも従業員を使用していれば「特定受託事業者」には該当せず、フリーランス取引適正化法案上の諸義務は課されない。

他方で、下請法と異なり、自らの役務であっても「業務委託」に含まれるので、所有権が受取人渡し<sup>4</sup>となっている配送業務等であってもフリーランス取引適正化法案の適用対象になり得る(逆に、下請法と異なり、「修理委託」は「業務委託」の定義に明定されていない)。

そして、特定受託事業者・業務委託事業者のいずれについても、下請法のような資本金要件は定められておらず、また、労働基準法のような指揮命令関係等が要件とされていないので、下請法・労働基準法の適用対象にならない取引であっても、フリーランス取引適正化法案の適用対象となることがある。

以上のような範囲の「フリーランス」を念頭に、フリーランス取引適正化法案は、①「特定受託事業者」に対して「業務委託」を行う「業務委託事業者」全般に対して課される義務と、②当該「業務委託事業者」のうち従業員を使用等している「特定業務委託事業者」のみ(うちの一定の継続取引)に対して課される義務の二種類を定めている。もっとも、下表のとおり、ほとんどの義務が特定業務委託事業者に対して課されており、実際にも発注者は、通常は、特定業務委託事業者に該当することになると考えられる。

業務委託事業者に対して課される義務	3条: 特定受託事業者の給付の内容等の明示・交付義務
特定業務委託事業者のみに課される義務	4条: 支払期日の設定義務(再委託の場合を含む) 5条: 禁止行為 12条: 募集情報の的確表示義務 13条: 妊娠、出産・育児、介護に対する配慮義務 14条: 就業環境問題に対する相談・対応体制整備義務 16条: 解除・不更新の予告及び理由開示義務

## (2) 特定受託事業者の給付の内容等の明示・交付義務

業務委託事業者は、特定受託事業者に対して業務委託をした場合、原則として、直ちに、特定受託事業者の①給付の内容、②

<sup>3</sup> 同定義は、就業環境問題に対する相談・対応体制整備に関するフリーランス取引適正化法案 14条及び 21条において使用されている。

<sup>4</sup> 運送中の商品の所有権は、業務委託事業者にあり、商品の引渡し時に受取人に移転する。

報酬の額、③支払期日、④公正取引委員会規則が定めるその他の事項を、書面又は電磁的方法<sup>5</sup>により明示する必要がある。ただし、これらの事項のうち、業務委託をした時点では明示できないことに正当な理由があるものについては、当該事項の内容が定まった後に直ちに明示する必要がある(3条1項)。

また、業務委託事業者は、電磁的方法により明示を行った場合でも、特定受託事業者から書面の交付を求められたときは、原則として遅滞なくこれを交付する必要があるが、特定受託事業者保護に支障を生じることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、このような場合における書面交付も不要である(3条2項)。

このように、明示に係る手続をオンラインで完結できるケースがあり得ることが示されている一方で<sup>6</sup>、実務上は、「業務委託をした」時点とは具体的にはどのような時点を指すのか(企画・イベントの摺り合わせ時点、基本契約の締結時、個別の業務発注時等)、業務委託のフローの中でどの時点でどの項目を明示したものと取り扱うか等は、業界や取引の実態に合わせてアレンジする必要があると考えられる。例えば、ここで言う「報酬」は、特定受託事業者の給付又は役務の提供に対して支払うべき代金を指すとされているが(2条7項)、業務委託事業者としては、特定受託事業者に示す「金額」が厳密には何に対応した金額であるか(予定・確定の別、給付等とは別途の支払か等)を確認しておく必要があると考えられる。

### (3) 支払期日の設定義務(再委託の場合を含む)

特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対する支払期日を、特定受託事業者から給付を受領した日(特定受託事業者が役務を提供した日)から起算して60日以内(=受領日を算入して計算される)で、かつ、できる限り短い期間に設定する必要がある(4条1項)。そして、①何ら支払期日が定められなかった場合は当該受領日自体が、また、②受領日から起算して60日より長い支払期日が定められた場合は受領日から60日目、支払期日だとみなされる(4条2項)。

さらに、ある事業者(元委託者)が特定業務委託事業者に業務委託をして、当該特定業務委託事業者から特定受託事業者に再委託が行われるような場合<sup>7</sup>についても、元委託者から特定受託事業者まで適時に報酬が流れるように、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託に係る対価の支払期日から起算して30日の期間内で、かつ、できる限り短い期間に設定する必要がある(4条3項)、これに従って再委託に係る支払期日が定められなかった場合の支払期日に関するみなし規定も整備されている(4条4項)。また、元委託者から特定業務委託事業者が前払金の支払いを受けた場合は、特定受託事業者に対してその着手に必要な費用の前払金として支払う適切な配慮をする義務を負う(4条6項)。

そのうえで、特定業務委託事業者は、原則として支払期日までに報酬を支払う義務を負うが、支払遅延について特定受託事業者に帰責事由がある場合は、当該帰責事由が消滅してから一定期間内に支払うことができる(4条5項)、法定利息の支払は定められていない<sup>8</sup>。

### (4) 禁止行為

特定業務委託事業者は、政令で定める期間以上の期間(更新された場合を含む)にわたって行われる業務委託に関しては、以

<sup>5</sup> 「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」に関する意見募集結果によれば、少なくとも電子メールによる方法は電磁的方法として認められるようであるが、その他に下請法が現状認めているもの以外の方法(アプリでの表示等)も含めてどのような方法であれば許容されるかは今後詳細が定められるものとされている(5頁)。

<sup>6</sup> これらの規律は、下請法上は、親事業者が、原則として下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付すべきものとされ、例外的に、下請事業者にその方法及び内容を示したうえでの事前の承諾がある場合に限って、所定の電磁的方法による提供が可能とされていることに比べると(下請法3条1項・2項)、明示すべき項目の範囲や方法について、電磁的方法の活用の余地を認めた設計がされているように思われる。

<sup>7</sup> ただし、特定業務委託事業者が特定受託事業者に対して、当該業務委託が再委託であること、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日、その他の公正取引委員会規則で定める事項を明示した場合に限られる。そのため、このような明示に係る措置を仲介に入る特定業務委託事業者が講じない場合には、形式的には、適用されない可能性があり得る。

<sup>8</sup> 「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」に関する意見募集結果においても、支払遅延に対する遅延利息は法定しない旨が確認されている(9頁)。これらの規律は、下請法上は、親事業者が、受領日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、下請代金の支払期日を定める義務を負い、かつ、(下請事業者の帰責事由を問わず)支払期日に遅れた支払遅延を禁止し、かつ、支払遅延に対する遅延利息も法定していることに比べると(4条1項2号、4条の2)、柔軟な取り扱いを可能にしているように見受けられる。

下の行為を行うことを禁止される(5条1項・2項)。

- |   |  |
|---|--|
| ① | 特定受託事業者に帰責事由がない場合における給付の受領拒絶                 |
| ② | 特定受託事業者に帰責事由がない場合における報酬の減額                   |
| ③ | 特定受託事業者に帰責事由がない場合における返品                      |
| ④ | 買ったとき(報酬の不当な著しい低額設定)                         |
| ⑤ | 正当な理由がない購入・利用強制                              |
| ⑥ | 特定受託事業者の利益を不当に害する経済上の利益提供                    |
| ⑦ | 特定受託事業者の利益を不当に害する、特定受託事業者に帰責事由がない給付の変更又はやり直し |

禁止行為の規制対象になる業務委託か否かは、期間の長短のみが基準となるようである。そのため、実務上はまず、当該期間を計算する前提となる「業務委託」が、単発の依頼・発注のみを基準とするか、基本契約が締結された期間を基準とするか等を検討する必要があるだろう。

また、個々の取引内容が禁止行為に該当するか否かは、基本的には下請法に抵触しない取引内容であれば、フリーランス取引適正化法案にも抵触しない取引内容と言い得るように思われるが、帰責事由は不当性などの実質的な評価を必要とする要件が課されており、一概に判断できないケースも多いように思われる<sup>9</sup>。

#### (5) 募集情報の的確表示義務

特定業務委託事業者は、広告等において、特定受託事業者の募集に関する情報(政令で定める)を提供するときは、虚偽の表示等をしない義務を負い(12条1項)、また、その情報を正確かつ最新の内容に保つ義務を負う(12条2項)<sup>10</sup>。

#### (6) 妊娠、出産・育児、介護に対する配慮義務

特定業務委託事業者は、継続的業務委託(政令で定める期間以上の期間行う業務委託)においては、その相手方の特定受託事業者からの申出及び当該特定受託事業者の状況に応じて、妊娠、出産若しくは育児又は介護と当該継続的業務委託の両立に必要な配慮をする義務を負うだけでなく(13条1項)、当該継続的業務委託以外の業務委託の相手方の特定受託事業者との関係でも、同様の配慮をする努力義務を負う(13条2項)<sup>11</sup>。

実務上はまず、継続性の期間の判断に当たり、単発の依頼・発注の業務委託の期間を個別に基準とするか、基本契約が締結された期間を基準とするか等を検討する必要があるだろう。

#### (7) 就業環境問題に対する相談・対応体制整備義務

特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者に対して、その言動によりセクハラ、パワハラ等の状況に至ることがないように、相談に応じ、適切に対応するために必要な措置を講じる義務を負う(14条1項)。また、特定業務委託事業者は、当該相談を行った

<sup>9</sup> これらの規律は、下請法上、下請事業者に帰責事由のない給付の受領拒絶、支払遅延、下請事業者に帰責事由のない下請代金の減額、下請事業者に帰責事由のない返品、買ったとき、正当な理由がない購入・利用強制、下請事業者の利益を不当に害する経済上の利益提供、下請事業者の利益を不当に害する給付の変更又はやり直し等が禁止されていたことに比べると、ほぼ共通する内容を定めているように見受けられる(下請法4条1項・2項)。

<sup>10</sup> これらの規律に対する具体的な対応を検討するうえでは、実務上は、2022年10月1日より施行された改正職業安定法に基づいて、募集情報等提供事業者等に対して、求人情報、求職者情報、求人を行う企業等に関する情報、当該募集情報等提供事業者等に関する情報、及び業務の実績に関する情報を的確に表示する義務が課されるようになったことが参考になると考えられる(職業安定法5条の4第1項、職業安定法施行規則4条の3第2項)。

<sup>11</sup> これらの規律の背景を検討するうえでは、労働者との関係では、労働関係法規(例えば、産前産後休業を定めた労働基準法65条、育児休業・介護休業を定めた育児・介護休業法)により、その職業生活と家庭生活の両立が図られていることが参考になるかもしれない。

こと等を理由とした不利益的取扱いを禁止されるため(14条2項)、特定受託業務従事者からの相談についても既存の社内体制に組み込む必要があり得る<sup>12</sup>。

## (8) 解除・不更新の予告及び理由開示義務

特定業務委託事業者は、継続的業務委託(政令で定める期間以上の期間行う業務委託)に係る契約を解除しようとする場合又は契約期間の満了後に更新しない場合は、特定受託事業者に対して、原則として少なくとも30日前までに、その予告を行う義務を負うが、災害その他の厚生労働省令で定めるやむを得ない事由がある場合は、この限りでない(16条1項)<sup>13</sup>。

実務上は、そもそも継続的業務委託に該当するのかの判断に当たって、継続性の期間について、単発の依頼・発注の業務委託の期間を基準とするか、基本契約が締結された期間を基準とするか等を検討する必要があるだろう。そもそも、あくまでもこの規制の適用対象は「契約」を「解除」する、又は期間の満了後に「更新」しない場面に限られており、例えばサービスの利用の一時停止のようなものは含まれない可能性がある。

また、特定業務委託事業者は、特定受託事業者から、当該予告をした日から契約が満了する日の前日までの間に、解除の理由の開示を請求された場合には、原則として遅滞なくこれを開示する義務も負うが、第三者の利益を害するおそれがある場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない(16条2項)<sup>14</sup>。

## (9) エンフォースメント

特定受託事業者は、3条～5条違反の事実を公正取引委員会又は中小企業庁に申出することができ、公正取引委員会又は中小企業庁は、立入検査等を行うほか、指導、勧告、又は命令・それらを行った旨の公表を行う権限を有する(6条～11条、22条)。

また、特定受託事業者は、12条～16条違反の事実を厚生労働省に申出することができ、厚生労働省は、立入検査等を行うほか、指導、勧告、又は命令・それらを行った旨の公表を行う権限を有する(17条～20条、22条)。

なお、これらの命令に違反した場合等には50万円以下の罰金が科され得るものとされ、その両罰規定も定められている(24条、25条)。

他方で、こうした措置とは関係なく、違反の疑いを公表する権限などは定められていない。また、フリーランス取引適正化法案に違反した業務委託契約の民事上の効力についての定めも見当たらない。

<sup>12</sup> これらの規律と同種の規制が、労働者との関係でも存在する(男女雇用機会均等法11条、11条の3、労働施策総合推進法30条の2)。ただし、フリーランス取引適正化法案では、育児・介護休業法25条1項(「事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない」)に相当する規律が定められていない。この背景を検討するうえでは、同条は育児休業・介護休業といった法律上定められている制度の利用を前提としていることが参考になるかもしれない。

<sup>13</sup> 労働基準法上、使用者が、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をする義務を負うが(一定の有期労働契約を更新しない雇止めの場合も同様の規律がある。労働基準法14条2項、厚生労働省告示357号「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」)、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでないとされていること、また、この予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合に短縮できるとされていることを踏まえると(労働基準法20条)、今後、この例外事由については、災害に限らずフリーランス側の債務不履行等も含む形で柔軟な設計がなされるか注目を要する。

<sup>14</sup> 労働基準法上、労働者が解雇の予告がされた日から退職の日までの間に解雇の理由について証明書を請求した場合においては、使用者は遅滞なくこれを交付しなければならないと規定されている(労働基準法22条2項。一定の有期労働契約を更新しない雇止めの場合も同様の規律がある。労働基準法14条2項、厚生労働省告示357号「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」)。一方で、近時は、理由の開示により一般消費者の利益が害されるおそれがある場合等には理由の開示義務を免れる旨が定められている例もあることを踏まえると(特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律5条4項2号、施行規則11条2項)、今後、こうした柔軟な設計がなされるか注目を要する。

## 2. フリーランス等との支払取引関係

### (1) 適格インボイス制度の導入

2023年10月1日より、取引における正確な消費税額と消費税率の把握を目的として、消費税の仕入税額控除を受けるために必要な請求書の記載事項及びその保存について、従来の区分記載請求書等保存方式から適格請求書等(インボイス)保存方式に変更される(消費税法30条1項、7項)。

これに先駆け、2021年10月から、フリーランス等が適格請求書発行事業者として登録するための申請手続が開始されており、2023年10月1日の時点からインボイスを発行できるようにするためには、原則として2023年3月31日までに申請を行う必要がある。フリーランス等は、(課税事業者となることを選択し、)一定の審査を経て登録をしたうえで、請求書の記載事項の変更(適格請求書発行事業者の名称・登録番号、適用税率、適用税率ごとに区分した消費税額の追記等)や電子インボイスの発行に対応するための業務フローの見直し等を行うことができる。他方で、発注者側としては、仕入税額控除の要件を満たすためには、フリーランス等にインボイスを発行してもらい、これを保存する必要がある。

このような状況を踏まえ、これまで免税事業者だったフリーランス等としては、インボイス制度を利用せずに引き続き免税事業者となるか、適格請求書発行事業者として登録するのか等を検討する必要がある。また、発注者側としても、これまで適用できていた仕入税額控除が受けられなくなる可能性があるフリーランス等との間の取引については、その代金や継続の可否等の検討が必要になる。とりわけ、経過措置として、免税事業者との取引であっても、①2023年10月1日から2026年9月30日までの3年間は消費税相当額の8割、②2026年10月1日から2029年9月30日までの3年間は消費税相当額の5割を仕入税額控除が可能とされていることから、仮にフリーランス等との取引の見直しを行うとしても、そのタイミングも含めた検討が必要になる。

もともと、公正取引委員会が公表しているQ&Aによれば<sup>15</sup>、この経過措置は、当該経過措置で認められている仕入税額控除ができない消費税相当額分(2023年10月1日から2026年9月30日までは消費税相当額の2割、2026年10月1日から2029年9月30日までは消費税相当額の5割)をフリーランス等に支払うべき対価から当然に減額することを認める趣旨のものではないとされている。すなわち、仕入税額控除ができないことを理由とした取引価格の引き下げを要請したうえで、再交渉を行い、双方納得のうえで設定できた範囲で、優越的地位の濫用に該当しないことが確認されていることや、下請法の適用対象になる場合は下請代金の減額として問題になると指摘されていることには留意が必要である(Q7の1)。もし、この点について、フリーランス取引適正化法案も下請法と同様の運用がなされるとすれば、フリーランスとの取引においても、フリーランスが免税事業者であることのみを理由に報酬を減額すれば禁止行為の規制に抵触するとして問題になる可能性があるだろう。

そのうえで、発注者側が、フリーランス等に対して、適格請求書発行事業者(課税事業者)となるよう要請することは、それ自体では優越的地位の濫用に該当するわけではないものの、その要請を断れば取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあるとされている<sup>16</sup>。これに対して、「一方的な通告」ではなく、適切な協議が行われたうえで取引価格を変更するための対応の方向性については、個別の取引先と複数回協議を重ねながら寄せられる意見を参酌するという対応のほか、書面等により一律に対応方針を周知しながら寄せられる問い合わせには回答を行うという対応も否定されていないと考えられるが、業界の実態等に即した検討が必要になると考えられる。

### (2) 給与のデジタル払いに向けた検討の進展

下請法上、下請事業者に対する下請代金は現金で支払うことが原則とされている。また、労働基準法上も、給与は現金で支払うことが必要とされている。

これに対して、フリーランス取引適正化法案上は、報酬の支払方法自体についての直接的な規制は見当たらない。この点について、労働者に対する給与の支払方法として、2023年4月より、使用者が、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすも

<sup>15</sup> [https://www.iftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice\\_ganda.html](https://www.iftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_ganda.html)

<sup>16</sup> 例えば、免税事業者が取引価格の維持を求めたにもかかわらず、取引価格を引き下げ理由を書面、電子メール等で免税事業者へに回答することなく、取引価格を引き下げることがこれに該当するとされている。また、免税事業者が、当該要請に応じて課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても、同様に問題となるおそれがあるとされている(Q7の6)。

のとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払(いわゆる賃金のデジタル払い)ができるようになる<sup>17</sup>。今後、こうした手法がフリーランスの報酬に対する支払方法の一つとして許容されていくのかも、注目に値すると考えられる。

### 3. コスト上昇負担の転嫁等に関する優越的地位の濫用規制の運用状況

公正取引委員会が公表している「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」<sup>18</sup>及び FAQ<sup>19</sup>によれば、親事業者<sup>20</sup>又は取引上の地位が相手方に優越している事業者が、以下の①又は②の行為を行うは、下請法上の買いたたき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあるとされている(同基準第 4-5-(2)-(ウ)(エ)、Q20)。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者/取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者/取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

また、サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティ確保のために必要な費用の価格転嫁を認めないことについても、同様の考え方が当てはまることを示した指針が公表されている<sup>21</sup>。

かかるコスト上昇負担の転嫁等における競争法の昨今の運用状況について、公正取引委員会は、2021年12月27日付「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会)<sup>22</sup>を踏まえ、適正な価格転嫁の実現に向けて、2022年3月30日、緊急調査の中心となる対象業種として22業種を選定し、同年6月3日には受注者約8万名に対し、同年8月30日には発注者約3万名に対し、それぞれ書面調査を開始し、同年12月27日に、優越的地位の濫用に関する緊急調査の結果を公表した<sup>23</sup>。その後、公正取引委員会は、2023年3月1日、緊急調査や自主点検の結果を踏まえ、「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととしている<sup>24</sup>。発注事業者においては、こうした動向を踏まえて、価格転嫁に関する対応を行う必要があると考えられる。

### 4. 今後の展望

フリーランス取引適正化法案はまだ国会に提出されたばかりであり、当初報じられていた国会提出予定時期よりも遅れての提出になったことなども踏まえると、当面は、そもそもの成否のほか、今後の審議による修正や附帯決議の有無等についての動向を注視する必要がある。

そのうえで、米国では競業避止をはじめとする労働問題が優先度の高い重要な政策課題であり続けているほか<sup>25</sup>、EUでもフ

<sup>17</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zygyonushi/shienjigyoyou/03\\_00028.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zygyonushi/shienjigyoyou/03_00028.html)

<sup>18</sup> <https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>

<sup>19</sup> [https://www.jftc.go.jp/dk/dk\\_qa.html](https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html)

<sup>20</sup> 下請法2条7項で定義されている。

<sup>21</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/hontai\\_1028.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/hontai_1028.pdf)

<sup>22</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211227.html>

<sup>23</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227\\_kinkyuchosakekka.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka.html)

<sup>24</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301\\_r5actionplan.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301_r5actionplan.html)


<sup>25</sup> <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2023/01/ftc-proposes-rule-ban-noncompete-clauses-which-hurt-workers-harm-competition>

フリーランス等による共同交渉を EU 競争法上許容するガイドラインが採択されたり<sup>26</sup>、プラットフォームワーカーに関する特別な法規制を提案<sup>27</sup>したりするなど、フリーランスとの取引環境の整備を巡る政策課題は今後も国内外で重要なテーマになることが予想される<sup>28</sup>。そのため、フリーランス取引適正化法案の動向はもちろん、その他の動向にも目配せをしながら<sup>29</sup>、フリーランス等との間で適切なパートナーシップの構築に向けた取組みを継続していくことが求められるようになって見込まれる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>26</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_22\\_5796](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_5796)

<sup>27</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_21\\_6605](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_6605)

<sup>28</sup> 日本の独占禁止法上も、働き方改革や労働者の安全性確保を共同行為の正当化理由の一つとして考慮する相談事例が現れていることも参考になり得る。

<sup>29</sup> 景品表示法上の不当表示の一類型に、ステルスマーケティング(事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの)を追加する旨の告示及び運用基準の改正が予定されている。また、当然、税務、社会保障等にも影響は波及していく。こうした動向の検討も、フリーランス等との取引の「適正化」の一つとして重要になる。